

南阿蘇村 復興むらづくり だより

復興推進課
TEL(67) 1113



1. 「すまいの再建」支援策について

平成28年熊本地震により被災し県内に住まいを再建される世帯を対象とした、「すまいの再建」に係る4つの支援策の受付を11月6日から開始しました。支援策の概要などについては次のとおりです。さらに詳しい内容については、県や村のホームページをご覧ください。

■対象者

平成28年熊本地震で被災し、次のいずれかの要件に該当する世帯

- ① 応急仮設住宅(みなし仮設含む)の入居世帯
- ② 全壊または大規模半壊の罹災証明書の交付世帯
- ③ 半壊の罹災証明書の交付世帯でその住宅を解体した世帯
- ④ 被災者再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている世帯(解除後は対象となりません)。

■4つの支援策について

【支援策①】リバースモーゲージ助成事業
(概要) 県内で居住する住宅を新築、購入または補修するため、金融機関などからリバースモーゲージ型の融資(※1)を受けた場合、借入額に係る利子の支払額または一部について助成を行うものです。

「助成額」借入額(限度額850万円)×利率(※1)×20年分

【支援策②】自宅再建利子助成事業

県内で居住する住宅を新築、購入、補修するため、金融機関から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部または一部について助成を行うものです。

「助成額」借入額(限度額850万円)と利率(※1)と実際の借入期間に基づき算定(元利均等返済の利子計算方法により算定)します。

※1 借入時の住宅金融支援機構(災害復興住宅融資)の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

【支援策③】民間賃貸住宅入居支援事業

再建先として県内の民間賃貸住宅に必要となる契約に伴う初期費用を助成します。(罹災判定が一部損壊および無被害の世帯は対象となりません)

「助成額」一律20万円

【支援策④】転居費用助成事業

県内で住まいを再建(自宅、民間賃貸住宅、公営住宅など)し、その住まいに転居するための費用を助成します。

「助成額」一律10万円

▼申請窓口について

支援策①②……復興推進課総合調整係

③④……住民福祉課福祉係

▼申請書類について

4つの支援策ごとに必要な書類が異なりますので、窓口へお問合せください。

2. 大津町役場内南阿蘇村職員駐在所の開所日について

大津町内の仮設住宅や村外のみなし仮設住宅等にお住まいの方を対象に、大津町役場内に「南阿蘇村職員駐在所」を開設しておりますが、その開所日が次のとおり変更となります。

【11月まで】 毎週月・木曜日

【12月から】 毎週月曜日のみ

開所時間については、午前9時から午後4時まで変更はありません。月曜日が祝日の場合には翌日が開所日となります。